

なぜ最重要課題なの？

男女共同参画社会の実現



かれんと

女と男、
もっとわかりあうために

No.19

2001.10.10

Current:カレント

時代の流れあるいは
新しい潮流

主な内容

- なぜ最重要課題なの？
男女共同参画社会の実現
- かぬま男女共同参画プラン
- 自立した社会づくりは家庭から —— 講師 金崎先生
- 素敵な人 —— 松田さん
- 男女共同参画地区懇談会
- 男女共同参画意見文募集
- ひとくちメモ ——
男女共同参画社会基本法

最近、「男女共同参画社会」という言葉を目に、耳にすることが多くなってきました。

小泉内閣の国会答弁の中でも、「21世紀の我が国・社会にとって、男女共同参画社会の実現は、最重要課題である」ということが言われています。

鹿沼市でも、「男女共同参画プラン」が4月からスタートしました。

「男女平等」から「男女共同参画」へ。何となくわかるような気がするものの、どういうことなのでしょう。

なぜ、男女共同参画は、最重要課題なのでしょう。

今回も、みなさんと一緒に考えてみたいと思います。

なぜ最重要課題なの？

男女共同参画社会の実現

昔は 女性も重要な労働力

かつて、1950年ごろまでは、日本の家庭の約8割が、第1次産業、または自営業でした。
今以上に男尊女卑の社会ではありませんでしたが、女性も重要な労働力として生活を支えていました。
子供たちは大人たちが働く姿を見て育ちました。
また、母親は労働に追われ、子供と十分関われないのが常でした。しかし、子供たちは、大家族の中で、他の大人たちとも接しながら、子供同志で育っていきました。

サラリーマン家庭と 専業主婦

1970年代、日本は高度成長時代へと入ります。サラリー（給料）を稼ぎだす夫と、夫を支える専業主婦の妻という組み合わせができました。

男性は仕事・仕事と追われ、「男は仕事、女は家事育児」の性別役割分業が、主流になっていったのです。

経済優先の社会は、物やお金をひたすら求める物質主義へと走り、あふれるほどの「物」の陰で「心」の豊かさが忘れられていきました。



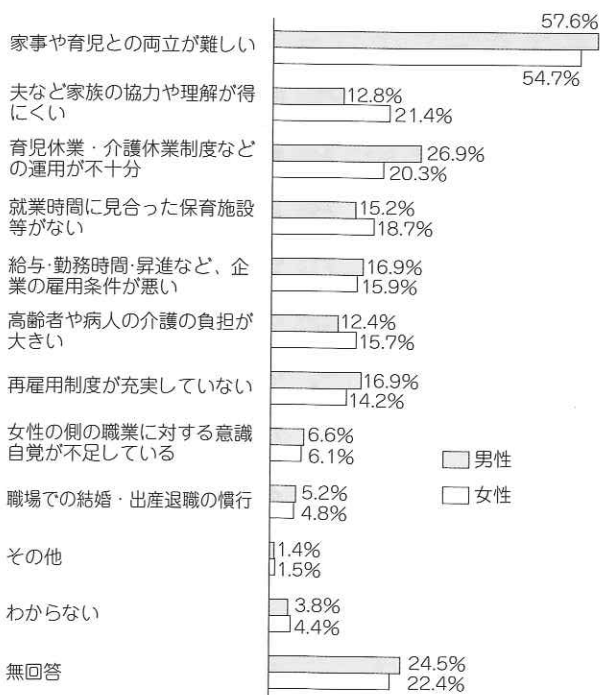
高度成長時代の ひずみ

高度成長時代に定着した、「男は仕事、女は家事育児」の家庭は、父親不在・母子密着型の子育て環境になりがちです。

母子密着の子育てでは、母親が狭い世界の中で、一人ぼっちで子育てに悩み、乳幼児虐待に走り、逆に過干渉になったりします。子供に自主性が育たず、「引きこもり」を生む一因ともなるのです。

一方、仕事人間で過ごしてきた男性は、リストラなどで職場を追われると、地域や家庭に居場所がなく、生きる支えと場所を同時に失うことにもなりました。

女性が職業を持ったり、続けたりする上で 障害や問題となること



資料：鹿沼市男女共同参画に関する意識調査 H11

21世紀 現代の問題点

21世紀を迎えた今、日本は世界一の少子高齢社会になり、労働人口の減少、社会保障の破綻が心配されます。加えて経済不況、膨大な国の借金など、多くの不安もあります。

未来を託す若者については、不登校、引きこもり、自殺、いじめ、暴力殺傷事件など、問題が山積んでいます。

子育て中の母親による幼児虐待もあとを絶ちません。

また、不況による中高年男性の自殺が増加し、一時期、男性の平均寿命が下がったほどです。

これからの社会は 女性と男性で

21世紀の日本では、男女が共に力を合わせて働き、社会を支えることが求められています。同時に責任もわかち合い、健やかな家庭をつくるよう努め、地域のあたたかいふれあいを呼び戻すことが大切です。

あらゆる分野で活躍する女性が、増えました。女性の社会進出は、社会の要求でもあります。

女性と男性が、共に手を携えて健全な社会をつくっていきましょう。そのためには、意識の向上を図り、各種の条件を整備し、環境を整えていくことが重要です。



男女共同参画社会基本法の理念に基づいて策定された「かぬま男女共同参画プラン」が、4月からスタートしました。

女性と男性がそれぞれの人格を尊重し、責任をわかち合い、共に豊かに生きられる社会づくりのためのプランの実現に向けて、共に手を携えて第一歩を踏み出しましょう。

男女共同参画を推進するための意識づくり

「男は仕事、女は家庭」といった考え方や慣習がまだ残っています。家庭・学校・職場・地域などにおいて、あらゆる機会をとおして男女平等の意識が定着するような、啓発活動を行います。

〈主な取り組み例〉

- 情報誌の発行・セミナー開催
- 技術家庭科の男女共修等の充実

あらゆる分野への男女共同参加参画の促進

政策や方針を決める場への女性の参画はまだ不十分です。地域社会においても、男女が平等に関わり合い、お互いの個性や能力が十分発揮できる土壌作りをします。

〈主な取り組み例〉

- 市の各種委員会や審議会の女性委員を30%以上になるよう努める
- 一人ひとりがリーダーになるような研修会等の充実

男女が共に生き生きと働くための条件整備

働く女性が、性によって差別されることなく、能力が十分発揮できる雇用環境を整備します。

男女が共に生き生きと働き、豊かに生活でき、共に職業生活と家庭生活が両立できるような社会基盤を整備します。

〈主な取り組み例〉

- 子育て支援や保育体制の充実
- 再就職、再雇用の促進

男女が共に幸せに暮らすための環境整備

人が幸せに暮らすためには、心身の健康と安心して生活できる環境が必要です。福祉サービス等を一層充実させ、男女がお互いに自立し、社会参加しながら、豊かに暮らすための条件整備や環境づくりを推進します。

〈主な取り組み例〉

- 思春期体験学習の充実
- 両親学級の開催
- 女性に対する暴力根絶に向けての啓発、相談業務等の充実

かぬま男女共同参画プラン

豊かで活力ある男女共同参画社会をめざして



講師 金崎英美子先生

男女共同参画セミナー in かぬま

自立した社会づくりは家庭から

これらを達成してさらに、精神的な自立は青年期、そして、経済的な自立は成人してからと、段階的な課題があります。

アメリカの子育てと日本の子育ての違いが、自立に大きく影響しているようです。

アメリカのある家庭では、「やってはいけない」と怒るのではなく、「こちらはやってもいいよ」と、していることを教えて導き、小さい子にもどれがいいのかを選ばせ、意思決定の大切さを学ばせていたそうです。

日本では「ダメ、ダメ」と、否定しながら育てがちです。人格まで否定され、自分に対する誇りも持てなくなりそうです。どうしたらいいか自分で決められないばかりでなく、ある一つの価値観しか持たず、自立できない子供を育ててしまふのです。自尊心を持ち、自己決定できる子供を育てるようにすることが大切です。

女性と男性がそれぞれに自分自分らしく、楽しく豊かに生きていくために、3つの自立の条件があります。

- ① 家庭生活の自立
- ② 精神的な自立
- ③ 経済的な自立

家庭生活の自立にはさらに次の2つの事柄が必要になります。

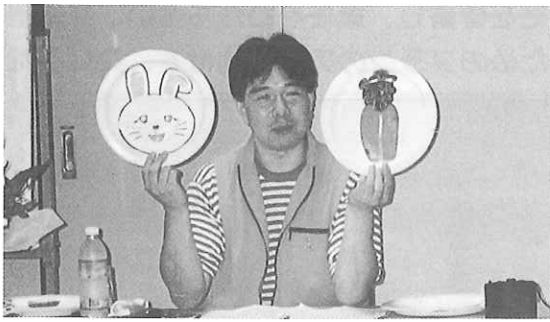
- ☆ 基本的な生活習慣：子供の食事・排泄・着脱・清潔・睡眠といった小学校にあがる前までにしつけなければならぬ乳幼児期の課題
- ☆ 基本的な生活技術：小学校が終わるくらいまでの児童期の課題

女性も男性も自分らしく生きるために、これから、女性には経済的な自立が、男性には身辺的な自立が求められています。

すてきな人

「男も女も育児時間を！」連絡会

世話人 松田正樹さん



松田 正樹さん

今回の「すてきな人」は、今年度前期男女共同参画セミナーinかぬま(第3回)の講師、横浜市在住の松田正樹さんです。

保育園の延長時間は、保母さんや子供たちに過度の負担がかかる、むしろ、父母の労働時間を縮めるよう運動しようとして、「男も女も育児時間を！連絡会」(略称 育時連)が、1980年に発足しました。

育時連ニュースの発行、本の出版、講演、労働省への申し入れなどの活動の結果、ついに、1992年育児休業法が施行されました。松田さんは、育時連の世話人。スウェーデン・ノルウェーで男女平等政策や育児支援制度の視察をして、「視察旅行報告書」

をまとめたり、東京女性財団の自主活動助成事業「女性の社会進出を陰で支えるパパ・クオータ推進プログラム」に取り組んだりしています。

東京都の出身で、大学卒業後、化学会社に勤務。お子さんが2〜5歳の時、保育園の送迎のため、一日90分の育児時間を取得しました。10年間勤務の後、都立の病院で薬剤師をしている連れ合いの、「正樹さんがそうしたいなら」という同意があり、退職しました。

週1〜2日パン工場でアルバイト、1〜2日ボランティア、2〜3日家事という日常生活です。

「松田だからできたと言われるが、働いているか、家にいるか、ではなく、男女が子育てに関わることが重要。」「考え方を柔軟に」とおっしゃいます。

「ビニールプールは、夏だけ遊ぶものではない。新聞紙を子供に与え、この中に破いていよいよと言つと、喜んで一杯に破く。そこにトイレットペーパーの芯に描いた魚をそっと隠し、探させる」。遊具づくりの名人でもあります。

男女共同参画とは何かを示唆してくれる「すてきな人」です。

●ひとくちメモ●

男女共同参画社会基本法

1999年6月23日に施行された法律です。

この法律は、男女共同参画社会(男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的および文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会)の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的として制定されたものです。

①男女の人権の尊重②社会における制度または慣行についての配慮③政策等の立案および決定への共同参画④家庭生活における活動と他の活動の両立⑤国際的協調の、5つの基本理念にのっとり、国・地方公共団体・国民が男女共同参画社会を形成していく責務を持つことがうたわれています。



第17回 地区別懇談会開催



鹿沼市女性団体連絡協議会が中心となり、8〜9月に市内5地区で地区別懇談会が開かれました。「もっと、生き生きと暮らしたい」をテーマに、啓発ビデオを視聴後、グループに分かれて話し合いを行いました。

固定的な性別役割分業意識にとらわれず、自分らしく生き生きと暮らせる社会や家庭のありかたについて、率直な意見交換ができました。

北部・東大芦・板荷・西大芦・加蘇の自治会の協力を得、充実した懇談会になりました。

「意見文」募集

男女共同参画社会の実現を目指す、あなたの「意見」を募集します。

入賞者は、「かれんと」20号で発表します。

規定 400字以内(FAX応募可) 字数外で題名、住所、氏名、電話番号を。

応募資格 市内在住者

締切日 11月15日(木)

応募先 〒322-8601

鹿沼市今宮町1688-1

鹿沼市市民生活部

女性青少年課女性係

☎(63)2232

FAX(63)2189

※応募原稿は審査委員会で審査し、入賞者には賞品を贈ります。

編集後記



この夏、幼児誘拐や、親の虐待による幼児死亡事件が相次いで報道されました。

時を同じくして放映されたドラマ「少年たち」。

「親ははじめから親ではない。子供に親にしてもらった」「子供は愛されるために生まれてきた」

深く心に響いた台詞でした。